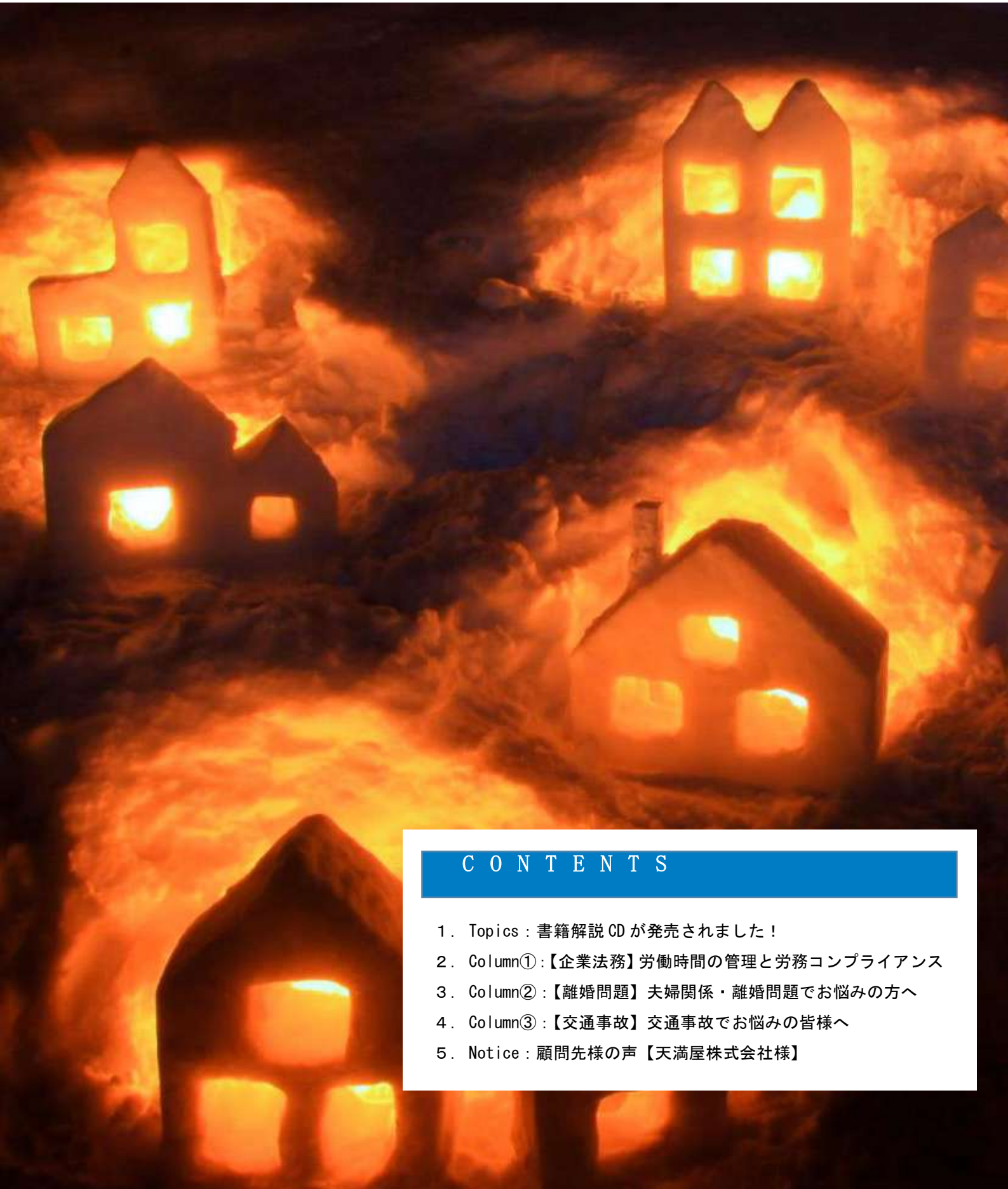
弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

NS News Letter

Vol.8
2016.11



CONTENTS

1．Topics：書籍解説 CD が発売されました！
2．Column①:【企業法務】労働時間の管理と労務コンプライアンス
3．Column②：【離婚問題】夫婦関係・離婚問題でお悩みの方へ
4．Column③：【交通事故】交通事故でお悩みの皆様へ
5．Notice：顧問先様の声【天満屋株式会社様】

１．Topics：書籍解説ＣＤが発売されました！

『信頼度が上がる！ すぐ使える分野別相談カードと一般民事事件対応ノウハウ』

平成２８年４月に発売した拙著「若手弁護士のための初動対応の実務」を、私自身が解説したＣＤが販売されることとなりました。

今回、株式会社レガシィ様と接するご縁をいただき、このようなＣＤを発売する機会を頂戴いたしました。

拙著は、弁護士登録間もない方や、新しい分野を初めて担当することになった方、そしてこれから弁護士を目指す司法修習生の皆様に向けて執筆したものになります。

私自身を振り返りますと、企業法務と個人法務のいずれも担当する機会に恵まれてきましたが、いずれの分野を担当するにあたっても、どのように進めていくべきかに悩まされてきました。

甚だ未熟者ゆえ汗顔の至りですが、拙著が少しでも法曹界を歩み、志される方々のお役に立つことができればと考えて構成したものとなります。

今回の解説ＣＤでは、どのような意識をもって拙著を構成・作成したのかをお話させていただくとともに、拙著には掲載されていない実務上の留意点や、実務に有益と思われる各種相談カード等のツールを盛り込んでおります。

当事務所の取組の一環として、本ニュースレターをもって、ご報告申し上げます。



▲「元気だね通信」掲載記事

２．Column①：【企業法務】労務時間の管理と労務コンプライアンス

近時、日本社会を巡る劣悪な労働環境を象徴する事件として電通における新入社員の過労死問題が取り上げられていますが、当該事件が起きる直前である本年１０月７日、厚生労働省は、平成２６年１１月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、「過労死等防止対策白書」を公表しました。同白書によれば、昨年度に過労が原因で自殺し、労災認定された事例は９３件（未遂含む）、勤務問題が動機・原因の一つと推定される自殺者数は 2,159 件に上る旨報告されています。

同白書と並行して、本年９月からは政府主導による「働き方改革実現会議」が開催されており、その中でも長時間労働の是正がテーマの一つとして大きく取り上げられています。今後は、政府主導により過重労働等に対する一層の規制・取締りの強化が予想されるとともに、長時間労働の問題に対する世論もこれまで以上に厳しいものとなってきています。

これまで多くの企業において、労務コンプライアンスに関連するリスクについては、企業の存立を脅かす重大な法的リスクとして議論される機会は決して多くありませんでした。しかし、電通事件に象徴されるような社会情勢の変化の中、今後は過重労働やセクハラ・パワハラ等の労務コンプライアンス上のリスクについても対策の徹底が求められるようになりつつあります。

そこで、本ニュースレターでは、長時間労働に関連した法令等の概要について近時の動向を再確認した上で、過重労働等の労務コンプライアンス違反が企業にもたらすリスクについて概説することとします。

目次

I. はじめに～長時間労働を巡る近年の動向 3

II.労働時間法制 4

１．原則 4

２．例外−三六協定 4

３．例外の例外−特別条項付協定 4

III.違反時のリスク 5

１．刑事処分 5

２．行政処分 5

３．民事的制裁 6

VI.まとめ～求められる対応 7

Ⅰ.　はじめに～長時間労働を巡る近年の動向

本年９月より、政府主導による「働き方改革実現会議」が開催されており、その中でも長時間労働の是正がテーマの一つとして大きく取り上げられているとおり、今後は、政府主導により過重労働等に対する一層の規制・取り締りの強化が予想されるとともに、長時間労働の問題に対する世論もこれまで以上に厳しいものとなりつつあります。

もっとも、このような長時間労働に対する規制は最近になって強化されるようになったものではなく、安倍内閣発足前後から議論されていたものです。

長時間労働を巡る近年の主な動向を整理すると、概要以下のとおりです。

【長時間労働を巡る近年の主な動向】

平成２５年	６月１４日	「日本再興戦略」「労働時間法制の見直し」がテーマ 実態調査・分析を実施した後検討開始、１年を目処に結論を出す
平成２６年	６月２４日	「日本再興戦略」改訂２０１４閣議決定 働き過ぎ防止のための取り組み強化の方針
	６月２７日	過労死等防止対策推進法施行
	９月３０日	厚労省：「長時間労働削減推進本部」設置
	１２月２２日	「今後の長時間労働対策について」 過重労働撲滅チームによる、長時間労働事業所への監督指導の徹底
平成２７年	４月１日	東京及び大阪労働局に「過重労働撲滅特別対策反」（かとく）発足
	７月２日	ABC マート： 労基法違反（上限超える長時間労働）で書類送検（かとく）
	８月２８日	フジオフードシステム： 労基法違反（上限超える長時間労働）で書類送検（かとく）
	１１月１６日	スタティックセキュリティー： 労基法違反（上限超える長時間労働）で書類送検（大阪西）
	１１月９日	JCB：労基法違反（上限超える長時間労働）で書類送検（三田）
平成２８年	１月２８日	ドン・キホーテ： 労基法違反（上限超える長時間労働）で書類送検（かとく）
	３月２２日	メーカー社長： 外国人実習生を違法に長時間働かせたとして逮捕（かとく）
	３月２３日	政府：特別条項に上限を設ける案を含めて検討開始
	４月１日	政府：立入調査基準を時間外労働８０時間超へと引き下げ
	４月２１日	政府：残業時間を欧州諸国並みに削減する提言案をまとめる
	９月２７日	政府：「働き方実現会議」開始
	１０月１４日	電通：新入社員が昨年末に過労自殺し労災認定を受けたことから労基署が立入調査実施

このように、長時間労働に対する規制強化は従前から検討されていた流れの一環といえます。

また、直近でも、新入社員が過労自殺し労災認定を受けたことを踏まえ、本年１０月１４日に電通本社に対して労基署が立入調査を実施したことが大きなニュースとなっていることから、今後さらに長時間労働に対する規制は強化されることが予想されます。

そこで、そもそも労働関連法が、長時間労働についてどのように規制しており、また違反した場合の制裁等について整理しておくことが有用と思われます。

II.　労働時間法制

1.　原則

労働時間については、労基法３２条により、原則として１日８時間、１週４０時間が最長労働時間として定められており、これに違反した使用者に対しては、６ヶ月以下の懲役又は３０万円以下の罰金が科せられることとされています（労基法１１９条１号）。

なお、労基法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下におかれている時間をいうものとされており（最高裁平成１２年３月９日）、いわゆる「手待ち時間」も労働時間に含まれます。

2.　例外−三六協定

使用者が、労働者の過半数で組織する労働組合又はそのような労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者との間で協定を締結し、これを労働基準監督署長に届け出た場合には、上記法定された最長労働時間を超えて、その協定の定めるところに従い、時間外・休日労働を行わせることができるものとされています（労基法３６条。いわゆる「三六協定」）。

ただし、三六協定を締結すれば時間外労働が無制限に認められるというものではなく、平成１０年労働省告示第１５４号（以下「上限告示」という。）により、三六協定において定める時間外労働について、その限度時間（以下「上限基準」という。）が設けられています。

3.　例外の例外−特別条項付協定

また、上限告示第３条において、あらかじめ三六協定の中で、上限基準を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情が生じたときは、労使当事者間において定める手続を経て上限基準を超える一定の時間まで労働時間を延長できる旨を協定（以下「特別条項付協定」という。）することによって、上限基準を超える時間外労働を定めることができるものとされています。

従来は、この特別条項付協定が抜け道となって、事実上、上限基準を超えた長時間労働が行われていたとも言われています。しかし、特別条項付協定における「特別の事情」は臨時的なもの、すなわち、一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として一年の半分を超えないことが見込まれるものでなければならず、特別条項付協定を抜け道とした長時間労働が常態化しているような場合には、労働基準監督署の指導・勧告の対象となり得ます。

III. 違反時のリスク

1. 刑事処分

前記のとおり、違法な時間外労働については刑事罰が規定されており、労働基準監督官は、労基法違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行うものとされています（労基法１０２条）。

すなわち、労働基準監督官は、刑事訴訟法の定めるところにより、裁判官の発する令状に基づき逮捕や捜索・差押などの強制捜査を行い、検察官に対して事件送致を行うことができるものとされています。

とくに、「過重労働撲滅対策班」（いわゆる「かとく」）が設置された平成２７年以降、労基法違反送検事例が急増していることに注意が必要です。たとえば、東京労働局においては、平成２６年度３１件（うち労働時間関係違反４件）だったものが、平成２７年度４１件（うち労働時間関係違反１９件）へ、大阪労働局においても、平成２６年度３４件（うち労働時間関係違反４件）だったものが、平成２７年度４９件（うち労働時間関係違反１８件）へと増加しており、労働時間関係法違反に関する送検事例は平成２６年度と比べると５倍弱へと急増していることが見て取れます。

2. 行政処分

労働基準監督官は、労働基準法の実効性を担保するために、「事業場、寄宿舎その他の附属建物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる」とされており（労基法１０１条１項）違法な長時間労働を行っていた場合には、行政指導として是正勧告等の処分を行うこととなります。臨検は、事前予告の上実施されることが多いものの、サービス残業等の疑いがある場合等には抜き打ちで実施されることも珍しくありません。

本年４月には、長時間労働対策として、重点監督対象を月１００時間超の残業が疑われる事業場から月８０時間超の残業が疑われる事業場へと拡大する方針が明らかにされており、臨検の対象は拡大の方向にあります。そして、そのための体制として、平成２７年４月に東京労働局及び大阪労働局に「かとく」が設置されたことに加え、本年４月には厚生労働省内に「過重労働撲滅対策班」が新設されるとともに、現状、「かとく」は東京労働局と大阪労働局にしか設置されていないことから、全国４７の都道府県労働局に「過重労働特別監督管理官」を配置し、監督指導・捜査体制を全国展開することとしています。

また、平成２７年５月より、過重労働対策の一層の強化として、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を複数の事業場で繰り返している場合には、都道府県労働局長が経営トップに対して、全社的な早期是正について指導するとともに、その事実を公表するとの方針が明らかにされています[1]。かかる方針を受けて、本年５月１９日には、千葉労働局は、株式会社エイジスに対して、違法な長時間労働を是正するよう勧告するとともに社名を公表しています[2]。

1 「違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施及び企業名の公表について」（平成２７年５月１８日基発０５１８第１号）。

2 https://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/chiba-roudoukyoku/houdou/20160519.pdf 参照。

3. 民事的制裁

（１） 安全配慮義務

長時間労働に伴い過労死、過労自殺、又は重篤な心身の障害が発生した場合、事業主は安全配慮義務違反又は不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性があります。

たとえば、過去に長時間労働による過労自殺が問題となった電通事件（最高裁平成１２年３月２４日労判７７９号）では、長時間労働により労働者が鬱病に罹患し自殺した場合に使用者が負う責任として、安全配慮義務違反ではなく注意義務違反の不法好意に基づく損害賠償責任（民法７１５条）を肯定しています。

（２） 取締役の善管注意義務

従業員が長時間労働により自殺した場合、会社が責任を負うだけでなく、取締役個人が直接損害賠償責任を負う可能性も存在します。たとえば、大阪高裁平成２３年５月２５日では、従業員が過労死した事案において、従業員の長時間労働を認識し又は容易に認識できたにもかかわらずこれを放置し、是正するための措置をとらせていなかったことが取締役としての善管注意義務違反にあたり、悪意・重過失が認められるとして、会社法４２９条に基づく取締役の損害賠償責任を肯定しています。

（３） レピュテーションリスク

さらに、直接的な民事責任ではないものの、長時間労働が蔓延しており、従業員が長時間労働を原因とする精神病を罹患したり過労自殺が発生してしまった場合、いわゆる「ブラック企業」とのレッテルが貼られ、極めて大きなレピュテーションダメージを被る可能性があります。

とくに、情報通信技術が発達した現在においては、Facebook や Twitter 等、SNS により従業員や取引先等を通じて勤務実態が瞬時に社外へ伝達される可能性が高まっていると言えます。

かかる情報が拡散してしまうと、新入社員を含めた人材の確保に大きな支障が生じるだけでなく、労働基準監督署による監視・調査の端緒ともなりえ、調査を懸念した取引先から取引を打ち切られる可能性がある等、深刻なダメージを被る可能性があります。

さらに、現在は、是正勧告に留まる場合であっても、悪質なケースでは社名を含めた公表がなされることとされており、長時間労働に伴って企業のレピュテーションに取り返しのつかない深刻なダメージが生じるリスクが高まっています。



Ⅳ.　まとめ～求められる対応

「モーレツ社員」が推奨された過去の企業慣行とことなり、「ワークライフバランス」を重視する現代においては、長時間労働の是正に対して全社的に取り組む必要があります。

とくに、違法な長時間労働に対する社会の目が厳しくなり、それに対する制裁も急速に強化されている現在においては、いまや労務コンプライアンスの脆弱性は、企業にとって、大きな企業不祥事に匹敵するほどの重大なリスク要因となりつつあります。

もっとも、労務コンプライアンスに対する規制強化は、単に起業活動への圧力としてマイナス方向にとらえるのではなく、過重労働の是正の過程で、これまでの働き方に無駄がなかったか、効率化や改良余地を徹底的に模索し、生産性向上につなげる好機ともいえます。

これからの企業には、規制強化を後ろ向きに捉えるのではなく、「新たな気づき」と「労働戦略」を構築するためのチャンスとして前向きに捉え、他社との差別化を図っていく積極的な姿勢が求められるものといえます。



お名前：

ご住所：

連絡先：TEL

■■　お客様お問い合わせ記入欄　■■

今回の記事に関して、ご質問・ご不明点があれば、左記にご記入のうえ下記までお問い合わせください。

TEL　029-875-8180（平日 9:00～17:00）
FAX　050-3730-0060
E-MAIL　nagase@nagasesogo.com

□　今回の記事について相談したい

□　開催セミナーについて相談したい

３．Column②：【離婚問題】夫婦関係・離婚問題でお悩みの方へ

わたしたちは、多数の離婚問題を解決してきた実績があります。



離婚は、これまでのご家族を清算するという面があります。

お子様の親権をどうすれば良いのか、財産関係をどのように清算すれば良いのか、お悩みやご負担はとても重いと思います。
一方で、離婚は、新たな人生の再スタートでもあります。
私たちは、離婚問題を適切に解決することで、お互いがより良い人生へと再スタートできる場面であると考えています。

あなたの人生の再スタートを、離婚問題のプロである私たちがサポートします。

詳しくは以下のサイトをご参照ください。

離婚問題サイト ▶http://rikon.nagasesogo.com

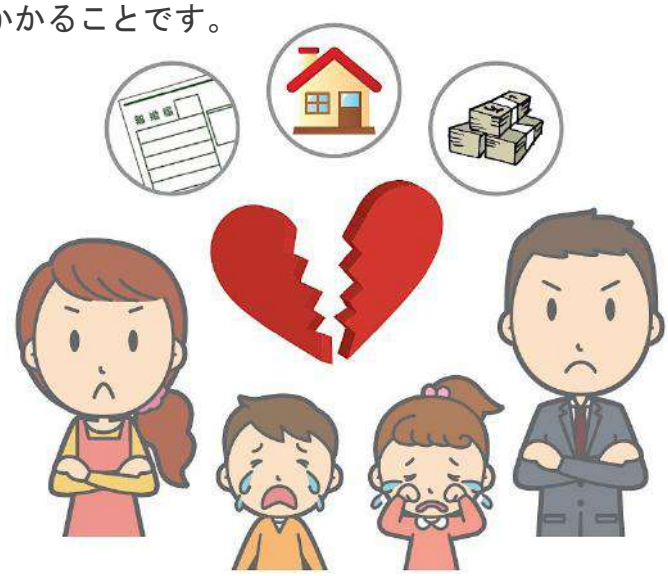


離婚する場合、それまでの家族関係を精算するとともに、財産関係も精算することになります。

離婚は、経済的にも精神的にも、とても負担のかかることです。
離婚に悩む方ご自身でこの負担を背負うことは
難しいかもしれません。



私たちにお気軽にご相談ください。



わたしたちは、多数の離婚問題を解決してきた
実績があります。

離婚問題の『プロ』であるわたしたちは、「あなた」に寄り添い、「あなた」が新しい人生をスタートできるよう、全力でサポートします。

弁護士が答える Q & A



Q1 私は専業主婦ですから、離婚するときに財産を請求することはできないでしょうか。

A 専業主婦の方でも、財産分与を請求することは可能です。

Q2 夫が不倫相手と一緒になりたいから離婚して欲しいと言ってきました。とても納得できませんが、離婚しなければならないのでしょうか。

A 夫側に離婚原因がありますので、離婚を拒否することも可能です。

４．Column③：【交通事故】交通事故でお悩みの皆様へ

当事務所では、交通事故問題についても、年間１５０件以上のご依頼をいただき、多数の案件に対応しております。



ある日、突然に交通事故に遭ってしまった。

その日から、いつも日常が一変してしまいます。
交通事故に遭われたあなたは、今、様々な問題でお悩みではありませんか。

交通事故の被害に遭ってしまった方は、加害者から賠償を受けることができます。
ですが、適正な賠償を受けることは、決して簡単ではありません。
複雑な保険システムを理解し、保険会社との交渉をクリアしていかなければなりません。

交通事故でお悩みの方にとって、少しでもお役に立つことができれば幸いです。

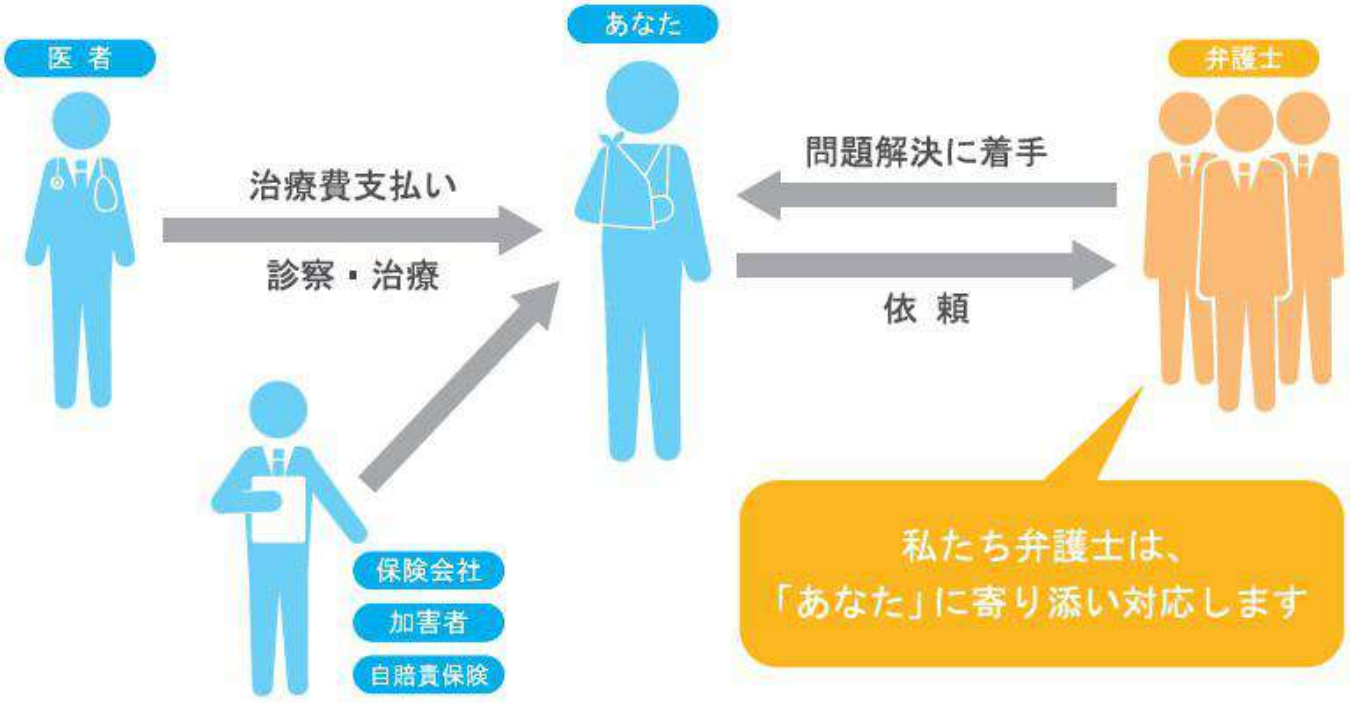
詳しくは以下のサイトをご参照ください。

交通事故専門サイト▶http://jiko.nagasesogo.com



●保険会社との交渉

私たち弁護士は、「あなた」に寄り添い対応します。



交通事故被害にあった「あなた」のお体は「医師」の先生が診てくれます。
しかし、「医師」の先生は医療の『プロ』ですが、保険会社や加害者、自賠責保険等との交渉・法律の『プロ』ではありません。
私たち弁護士は「あなた」に寄り添い、「あなた」が交通事故で失った日常を取り戻すことができるよう、全力で対応します。

事故直後から電話をくれた保険会社の担当者。
「あなた」のために治療費や休業補償を支払ってくれたり、資料を取り寄せたりしてくれます。
突然の交通事故に遭った「あなた」にとって、頼りになる方だったかもしれません。
ですが、保険会社は「あなた」に保険金を支払う立場です。
そして、保険会社も会社である以上、会社の利益を考える立場にあります。
本当に「あなた」が保障されるべき保険金を支払ってくれる保障はあるのでしょうか。



保険会社は、交通事故の『プロ』です。突然に交通事故に遭った「あなた」が、果たして交通事故の交渉・知識で太刀打ちできるでしょうか。
「あなた」の気づかないところで、保険金を大幅に少ない金額に減額されているかもしれません。

交通事故の『プロ』である保険会社と対等に渡り合うためにも、
交通事故の『プロ』である私たち弁護士にご相談ください。

弁護士が答える Q & A



Q1 事故から６ヶ月後に、保険会社の担当者から、「症状固定になったので、治療費の支払いを打ち切ります。」と言われました。もう「症状固定」と言われたら、従うしかないのでしょうか。

A 「症状固定」の判断は、医者にしかできません。
保険会社の担当者の意見には従う必要はありません。

Q2 保険会社の担当者から、「あなたは働いていないので休業補償はありません。」と言われました。たしかに働いてはいないのですが、家事をしていました。何も保障されないのでしょうか。

A 主婦の方でも、休業補償は認められます。

【弁護士費用】

初期費用	初回相談無料 着手金無料 損害賠償金の獲得まで費用はかかりません
弁護士費用	20万円＋賠償金 ×10%＋実費 すべて完全後払
弁護士費用特約がある場合	最大300万円までの弁護士費用の補償 保険金限度内であればご負担はありません

※弁護士費用特約を利用できる場合、法律相談料・着手金・報酬金は別途、事務所規定に従い発生いたします。
詳しくは、当事務所までお尋ねください。

５．Notice：顧問先様の声【天満屋株式会社様】

天満屋 ㈱

長瀬総合法律事務所
NAGASE General Law Office

今月も、当事務所と顧問契約を締結してくださっている企業様にインタビューをお願いいたしました。
インタビュー動画は、長瀬総合法律事務所 web サイト「顧問先様の声」にてご紹介しております。
ぜひ、ご覧ください。

こちら ▸▸ http://houmu.nagasesogo.com/顧問先様の声/

今回の顧問先様　天満屋株式会社



代表取締役
笹本　隆三　様

● 天満屋株式会社様の設立や、法人化したきっかけ、歴史をお聞かせください。



法人としての設立は４年目です。
私の父が、昭和４０年代の初期……戦後すぐに、東京で個人事業として、お酒の販売と食品の製造業を始めまして、だいたい５０年近く経ちます。

東京オリンピックの前後で区画整理が進んでくる中、店がその区画整理にかかるという話になってしまい、移転するにしても東京都内は飽和状態でした。

当時、お酒というのは免許制で、簡単に販売出来るものではなかったのです。
これから新しく免許を取るのであれば、茨城の牛久はこれから人口が増えるから可能だと聞き、５０年ほど前にこちらへ引っ越して来まして、酒店として始まりました。

● お仕事の内容をお聞かせください。

主な取引先は、一般の小売業ですが、売り上げの９割は飲食店さんへの卸売りです。

● どういった思いを持たれてお仕事に取り組まれていますか？

アルコール飲料の業界は非常に利益率が悪く、ガソリンスタンドの次くらいに悪いのではないかと言われています。そのため、少しでも利益の出るものをメインとして販売し、そうではないものは、極端な話ですが、売らない。売る努力と売らない努力を２つ目標としております。

● 当事務所にご依頼されたきっかけをお聞かせください。

すべて私が一人でやっているため、年齢的な部分も含めて限界を感じまして、
人を雇い入れなければならない時期に来ているのかなと思い、先生にアドバイスを仰いでいる次第です。

これから先々、大きくなっていく取引先もあります。はっきり言って何があるか分からない。
１００万円以上の単位で取引をしている場合、例えばそれが焦げ付いてしまったときに、
どういうふうにして催促するものなのかが分からない。
そういうときに、何かあったらお世話になりたいなと思いました。

● 弁護士へ相談することへのイメージは変わりましたか？

弁護士の先生というと、お願いする段階で非常にハードルが高く、分からない世界だったので、
「どういうものだろうか…」と、身構える部分がありました。

実際にお願いしてみると「気軽に行けるものだな」というのが印象です。
非常にざっくばらんにお話を聞いていただけるので、本当にありがたいと感じております。

● 当事務所へのご要望をお聞かせください。

以前は、オペレーションの部分だったのですが、今は担当の先生に直接お話できます。
お時間も取ってくださいますし、この間も、遅い時間にも関わらず対応して頂いたので、
本当にありがたい限りです。

これから何か望むかと言われれば、とくにそういうことはなく、
このままやって頂ければ、ありがたいなと思います。



インタビューへのご協力、ありがとうございました。

【お問い合わせ先】事務所名：弁護士法人長瀬総合法律事務所

［牛久本部］

〒300-1234

茨城県牛久市中央 5 丁目 20 番地 11

牛久駅前ビル 501

TEL　029-875-8180

FAX　050-3730-0060



［日立支所］

〒317-0073

茨城県日立市幸町 1 丁目 4-1

日立駅前ビル 4 階

TEL　0294-33-7494

FAX　050-3730-0060



【事務所理念】

すべてのクライアントの「再生」のために

私たちは、この使命を実現するために、最高のリーガルサービスを提供できるよう常に研鑽に務め、組織を発展させます

【事務所ＵＲＬ】

総 合 サ イ ト ：http://nagasesogo.com
交通事故サイト：http://jiko.nagasesogo.com
刑事事件サイト：http://keiji.nagasesogo.com
離 婚 サ イ ト ：http://rikon.nagasesogo.com
債権回収サイト：http://saikenkaisyu.nagasesogo.com
相続・遺言サイト：http://souzoku.nagasesogo.com
労働問題サイト：http://roudou.nagasesogo.com
企業法務サイト：http://houmu.nagasesogo.com